

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、集団生活における一定のきまりや、本校生徒としての心構えを定め、社会生活を営むための素養を身に付けるとともに、学校の秩序を守ることを目的とします。

第2章 制服・頭髪・容姿等

(制服の着用)

第2条 登下校時及び校内においては、特別な指示があるときを除いて、本校指定の制服を着用します。制服は、本校指定のスーツ、Yシャツ、ネクタイ、リボン、バッジ等とします。

(夏季略装期間)

第3条 夏季略装許可期間については、原則として6月第3週から9月第3週までとします。ただし、天候状態を勘案して変更する場合があります。また、夏季略装は、Yシャツ、ネクタイ、リボン等、本校指定のものとなります。

(頭髪)

第4条 頭髪は染髪、脱色、特異な髪型等は禁止します。

(容姿)

第5条 化粧、アクセサリ、マニキュア等は禁止します。

第3章 校内生活

(欠席・遅刻・早退)

第6条 欠席、遅刻、早退する場合は、必ず担任の先生に連絡してください。

(所持品)

第7条 登校時の所持品は、学校に必要なもののみとします。

(携帯電話)

第8条 携帯電話はマナーをしっかりと守ってください。

第4章 校外生活

(公共交通機関のマナー)

第9条 駅やバス停、公共交通機関内では、公共のマナーを考えて行動してください。

(自転車通学の範囲)

第10条 自転車通学の範囲を、次のように定めます。

(1) 前期課程

原則として禁止とします。ただし、次の場合については許可することができます。

ア 登別市立幌別小学校、幌別東小学校、青葉小学校校区の自宅から本校までの通学。

イ 自宅から最寄りのJR駅又はバス停（駐輪場を有する）までの通学。

ウ JR幌別駅から本校までの通学。

(2) 後期課程

次の場合については許可することができます。

ア 自宅から本校までの通学。

イ 自宅から最寄りのJR駅又はバス停（ただし駐輪場を有する。）までの通学。

ウ JR駅又はバス停（ただし駐輪場を有する。）から本校までの通学。

(自転車通学の許可)

第11条 自転車通学は、次の場合に許可されます。

(1) 第10条に該当する者。

(2) 自転車防犯登録をしている者。

(3) 自転車損害賠償保険等に加入している者。

(4) ブレーキ、ライト等、安全運転に必要なものが整備されていること。

(自転車通学の許可期間)

第12条 自転車通学の許可期間については、原則として4月8日から11月30日までとします。ただし、路面状況によっては変更する場合があります。

(自転車のマナー)

第13条 自転車で登下校するときは、交通ルールをしっかりと守ってください。

(アルバイトの制限)

第14条 アルバイトについては原則禁止です。特別な理由があつて希望する場合は、必ず申請をしてください。

(外出時間)

第15条 生徒だけによる外出時間は原則として次のとおりとします。

(1) 前期課程の生徒は、原則として18:30までとします。

(2) 後期課程の生徒は、原則として21:00までとします。

この内容に関する確認、見直し等については、「生徒会会則」に基づく手続きにより、生徒総会において審議を行うことができる。